

平成 30 年度（2018 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私 法

A 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

## 平成 30 年度（2018 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1 つぎの事例を読んで、【問い】に解答せよ。

Y 1、Y 2、Y 3 及び Y 4 は、A の子らである。

A は平成 28 年 10 月 1 日に死亡したところ、Y 1 から Y 3 まではいずれも A を相続したものの、Y 4 は相続放棄をした。なお Y 4 には Z という子（A の孫）がいる。

A 死亡後のある日、Y 2、Y 3 及び Z の下に、A が所有しているはずの土地（以下「本件土地」という。）の買主を名乗る者（以下「X」という。）が現れ、A から本件土地を購入していることから、速やかに本件土地を明渡すよう求めてきた。しかし Y 2 らはそのような話を A から聞いたこともなく、X に対しそのような事実はないはずである旨返答したところ、X は売買契約書を取り出して、Y 2 らに示した。すると、確かに A の実印が押印してある平成 28 年 4 月 1 日付け売買契約書が作成されていたが、Y 1 が A の代理人として記載してあった。ただし、委任状は添付されていなかった。

そこで、Y 2 らは Y 1 に対し、事情を説明するよう求めたところ、Y 1 は遊興費欲しさに本件土地を A に無断で売却した旨白状した。

このような事情を知った Y 2 及び Y 3 は、X に迷惑を掛けるわけにはいかないと思い、X に本件土地を引き渡すべきであると考えてその旨 X にも連絡したが、Z は、A の意思に反するのではないかと思い、本件土地を引き渡すべきではないと考えてその旨 X に連絡した。Y 1 は、勝手に本件土地を売却したことを Y 2 らから責め立てられたことに逆上し、Y 2 らを困らせてやろうと思い、X に対して本件土地を引き渡さないと連絡した。

### 【問い】

Y 1 らは、X に対し、本件土地を引渡さなければならないか。最高裁判例の立場をふまえて論じなさい。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの【問1】【問2】に答えなさい。

Y株式会社（以下「Y社」とする。）は、会社法上の公開会社であり、上場会社である。Y社は、監査役会設置会社であるが、種類株式発行会社ではない。

平成29年6月末の時点で、Y会社の発行済株式総数は50万株であり、定款に定めた発行可能株式総数は100万株であった。

Y社は、事業提携を目的として、取引先のA株式会社（以下、「A社」とする。）に対して、20万株の新株を発行することを計画した。そして、平成29年7月5日、Y社取締役会は、A社に対してのみ、1株600円の発行価額でY社株式20万株を発行することを決議した（以下「本件取締役会決議」とする。）。平成29年7月4日の証券市場でのY社株式の終値は1000円であり、その日以前の6か月間のY社株式の株価の平均もほぼ1000円であった。

本件取締役会決議後、Y社の代表取締役は、Y社を代表して、A社に対し、Y社株式20万株を発行した（以下、「本件新株発行」とする。）。

本件新株発行につきY社株主総会の決議は行われていないが、それ以外の新株発行手続は適法に行われた。A社の払込み（1億2000万円）も適法になされている。なお、本件新株発行前、A社はY社の株主ではなかった。

**【問1】**

Y社の株主であるXは、本件新株発行について、新株発行無効の訴えを提起した。Xの請求を認容すべきか否かについて、最高裁判例の立場をふまえて論じなさい。

**【問2】**

A社は、Y社に対して、会社法上何らかの責任を負うか否かについて、論じなさい。